

# 釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和5年  
9月

## 1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

8月7日に社会福祉法人堤福祉会特別養護老人ホーム三陸園様を訪問しました。

社会福祉法人堤福祉会

### 相談体制

元気に仕事を  
して、より働きや  
すい場となるよう  
管理者に相談し  
やすい体制を  
心掛けています。



女性の介護員が多く、家事や子育てなど家庭での役割もあるため、勤務時間中に頑張りすぎてその日の体力を全て使ってしまうまいよう、みんなで声を掛け合って仕事をしています。

### 新入社員教育

独自に「業務マニュアル」、「管理マニュアル」を作成し、新入社員教育に使用しています。2週間ほど各担当者からの座学による研修を行い、その後、実地訓練を重ね、一人でできるまで早くても3か月を費やしています。その間、研修日誌を活用し指導に役立っています。



なお、各マニュアルは、実態と合うよう各種委員会事で定期的に見直しをしています。



毎年5月には、全員に「職員指針」の確認と各部署の「事業計画」を説明し、共有化を図っています。

### 腰痛防止対策

腰痛防止のため、介護員全員でエアロピクスを行った時期もありましたが、勤務時間帯がバラバラということもあって、定着しませんでした。その代わりに、腰痛防止ベルトを介護員全員に支給し使用しています。なお、午後2時10分にはラジオ体操を館内に流し、体操の実施を促しています。



### 介護用具の工夫

スライディングボード(ベッド・車いす間の移乗に使用)、スライディングシート(利用者のベッド上の位置移動に使用)を効率的に使用しています。段ボールに滑る素材のビニールシートを貼り付け、スライディングボードの代用としても使用しています。利用者の体格や介護度に合わせて大きさを工夫し、費用も掛からずに重宝しています。



以前は介護員もナースサンダルを着用していましたが、転倒や介護事故につながるため、滑りづらい介護シューズに変更し、支給しています。介護員が施設内を走り回することは少ないですが、急ぐ原因をなくしていくよう常に検討を重ねています。



### PAD 委員会活動

職場ごとに目標を立て、個人目標とともに職場に掲示しています。

PAD委員会の活動として、自分自身や同僚の良かったこと、改善点など、気付いたことをメモ書きにして職場に掲示し、情報の共有化を図り、改善のきっかけとしています。



P: physical restraint (身体拘束)  
A: abuse (虐待)  
D: dementia (認知症)

## 2 労働災害発生状況

【令和5年7月末現在 (前年同期と比較して24件(40.0%)の減少)】

休業4日以上労働災害 36件(コロナ2件含む)(前年同期60件(同7件))  
死亡災害 0件(同2件)

### 【7月届出の災害事例】

トラックの荷台で産業廃棄物の仕分け作業を行ったときに、足を滑らせ転倒し、荷台のあおりに胸をぶつけた。肋骨骨折で休業見込み4週間。

### 3 第14次労働災害防止計画の概要

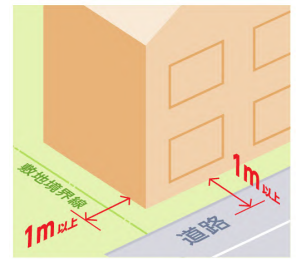
#### 8つの重点対策

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

9月号では、8つの重点対策のうち、(8)を紹介し(最終回)。

#### (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ア 化学物質** 従来の個別規制に加えて、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認されたすべての化学物質について、危険性・有害性の情報の伝達、リスクアセスメントの実施、労働者が吸入する濃度を国が定める濃度基準値以下に管理、保護眼鏡、保護手袋等を使用する。
- イ 石綿** 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者等による事前調査を確実に実施し、適切に石綿ばく露防止対策を講じる。第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底等による自主的取組を推進する。
- ウ 熱中症** 暑さ指数を測定し、屋根、休憩場所、通風・冷房設備を設置、熱中症発症時・緊急時の措置を確認・周知、日常の健康管理を意識する。
- エ 騒音** 作業場の騒音レベルを評価し、騒音源の低騒音化・除去のほか、遮音などの対策を実施、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を労働者に着用、半年以内ごとに1回健康診断を実施する。
- オ 電離放射線** 医療従事者の被ばく線量管理と被ばく低減対策の取組を推進するほか、被ばく線量の測定結果の記録等の保存を徹底する。

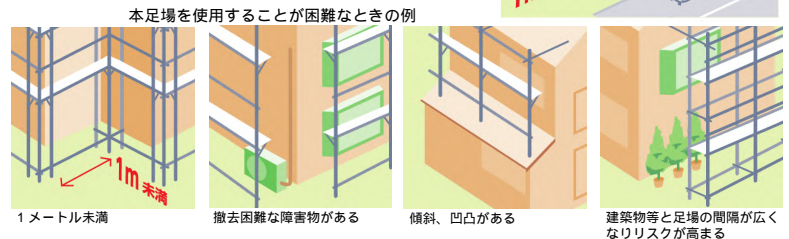


### 4 足場からの墜落防止措置の強化

#### (1) 一側足場の使用範囲の明確化(令和6年4月1日施行)

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではありません。



#### (2) 足場の点検者の指名及び記録・保存(令和5年10月1日施行)

足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

指名は「書面で伝達」「朝礼等で伝達」等行ってください。また、点検者は、足場の組立て等作業主任者など十分な知識・経験を有する者を指名することが適切とされています。

さらに、足場の組立て、一部解体、変更等の後には、点検し点検者の氏名を記録・保存することも必要になります。

### 5 林業労働災害防止「特別プロジェクト」

岩手労働局、岩手県及び林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部では、林業の労働災害、特に死亡労働災害の撲滅を目指し、令和5年7月1日から12月31日までを「特別プロジェクト期間」として労働災害防止の取組を積極的に推進しています。

各林業事業者及び労働者は、期間中に、特に 保護具・保護衣の着用、安全なチェーンソーの取扱、作業計画の策定、安全な伐木作業の徹底、安全な造材作業の徹底を行いましょう。

全国の林業死亡労働災害者数

	令和2年	令和3年	令和4年
ワースト1	岩手4人 北海道	岩手5人	宮崎
ワースト2	秋田、高知	熊本、鹿児島	岩手3人
ワースト3	宮城、福岡、鹿児島	青森、福島、和歌山、宮崎	秋田、東京、熊本、大分、鹿児島
全国合計	36人	30人	29人

